

京都市告示第 462 号

生活保護法第54条の2第4項が準用する同法第51条第2項の規定により、生活保護法による指定介護機関の指定を次のとおり取り消しました。

平成18年1月4日

京都市長 榎本頼兼

名 称	サービスの種類	所 在 地	取消年月日
(尙)石川ハウスコールメディカルサービス	訪問介護	上京区相国寺東門前町657番地の1	平成17年12月28日
(尙)石川ハウスコールメディカルサービス	居宅介護支援事業	上京区芦山寺通千本東入木瓜原町81番地 谷山接骨院内	平成17年12月28日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)